

別添様式2

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	大分県
事業計画名	大分県地域再生可能エネルギー導入推進事業計画
事業計画の期間	令和4年度～令和9年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

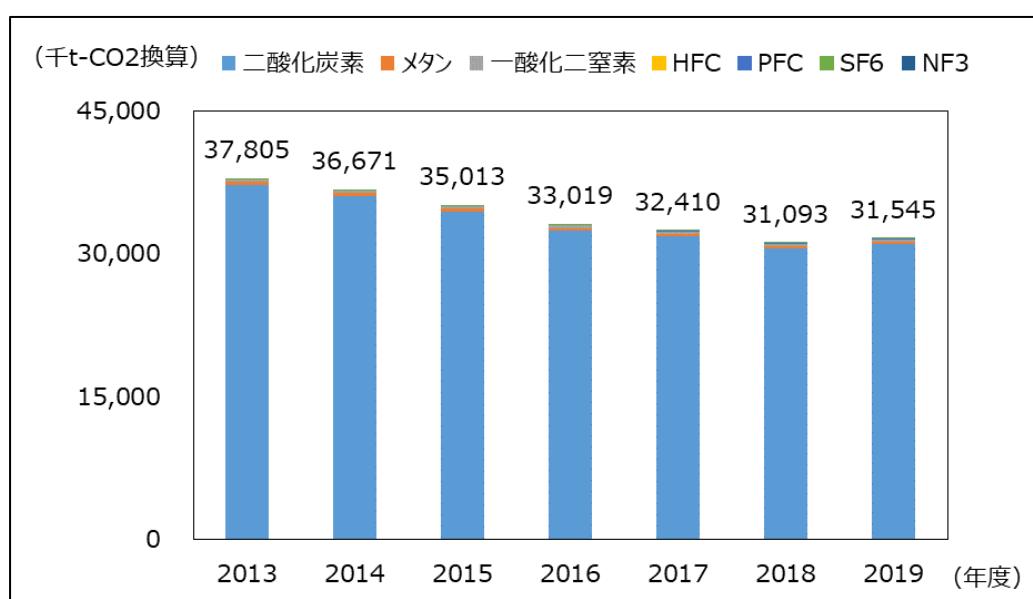
（1）目指す地域脱炭素の姿

【温室効果ガス排出の現状】

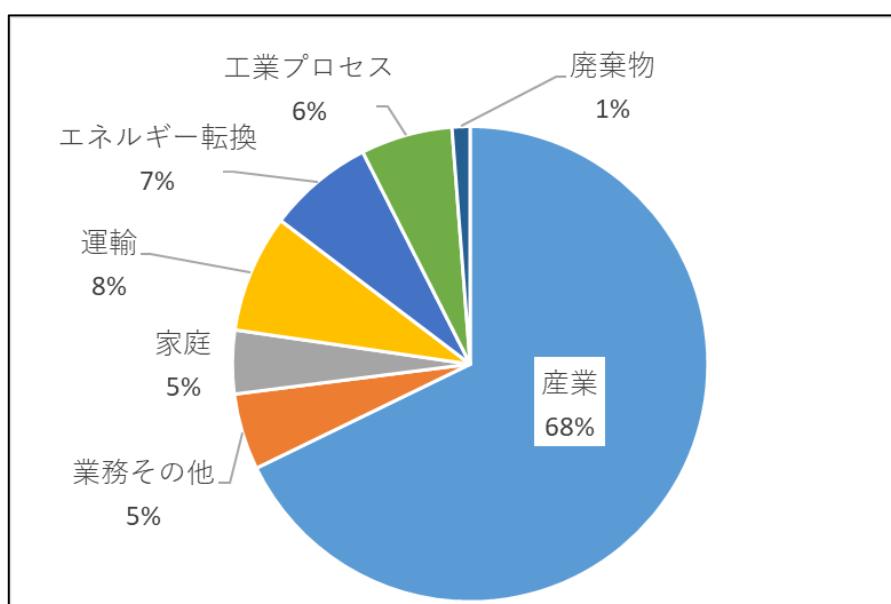
大分県における2019年度の温室効果ガス排出量は、31,545千t-CO₂であり、基準年度である2013年度37,805千t-CO₂から16.6%削減した。

また本県の排出量の大部分を占める二酸化炭素に着目すると、産業部門からの排出割合が大きく、全体の約7割を占めている。

大分県の温室効果ガス排出量経年変化

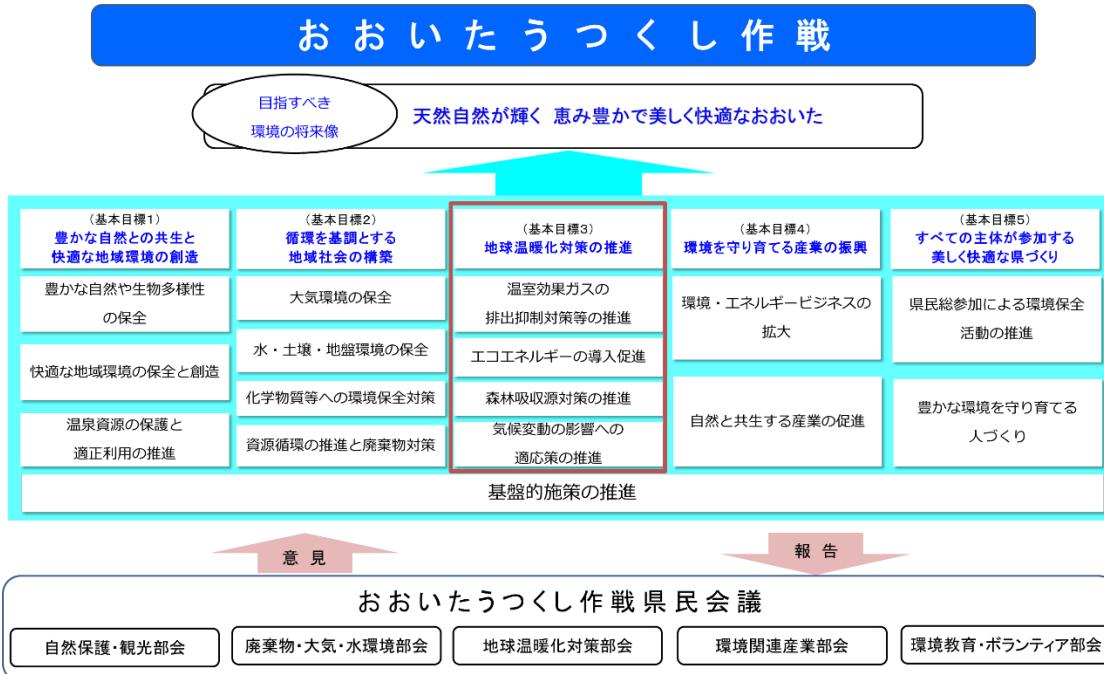


大分県の2019年度二酸化炭素排出量部門別割合



【地域特性・課題】

本県では、身近なごみ問題から地球温暖化問題といった地球規模に至るまでの環境課題の解決に向けて、平成15年度から県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」を展開してきた。この作戦の中で、キャンドルナイトや緑のカーテン、大分県ノーマイカーデーの実施等、地球温暖化対策に資する県民運動に取り組んできた。平成28年度からは、この取組を喫緊の課題である大分県版地方創生につなげていくため、身近な美化活動を深化し、地域活性化を目指す「おおいたうつくし作戦」に発展させた。この作戦においては、「まちづくり」「ひとづくり」「なかまづくり」の3つのアクションとこれら的好循環により、県民の環境意識のさらなる醸成と持続可能な活動の基盤づくりを目指している。この作戦の5本の柱のひとつ、「地球温暖化対策の推進」として「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2050年カーボンニュートラルに向けて取組を実施しているところである。

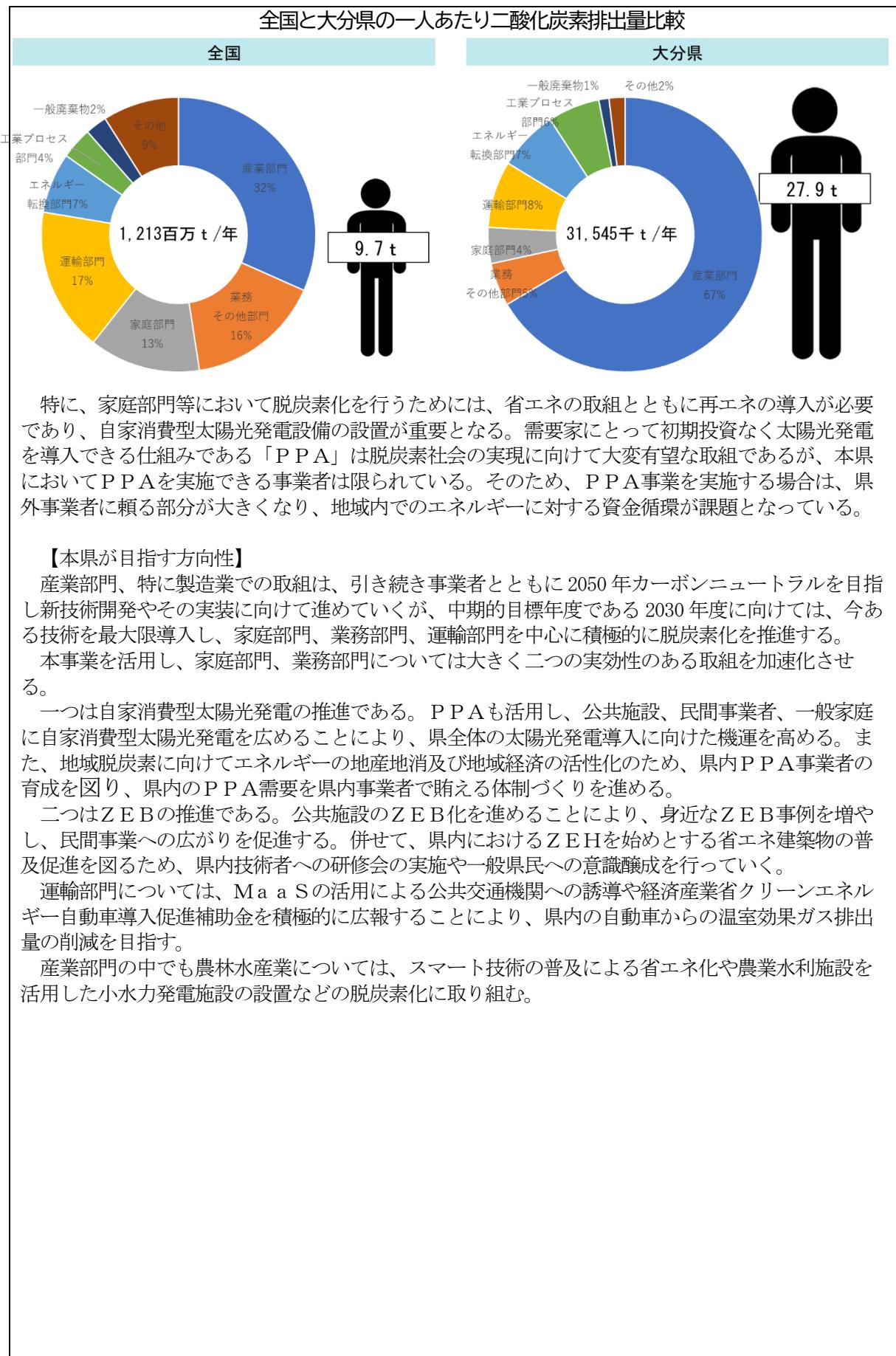


本県は豊富な地熱資源を活用した地熱発電や温暖な気候を利用した太陽光発電等で再生可能エネルギーの導入を進めている。特に地熱資源については、再生可能エネルギーとして導入を促進するだけでなく、農業分野等での熱利用に加え、最近では地熱を利用した「グリーン水素」の製造実証事業が行われるなど、資源の最大限の活用に取り組んでいる。

また、本県は西と南を山岳地帯に囲まれており、山地が多く平野は比較的少ない。吸収源となる森林の面積については県土の約7割を占めており、将来にわたり森林資源を確保するため、大径材の活用促進及び早生樹による再造林を進め、森林の若返りを図っている。

こうした豊かな自然を有する一方、本県は九州唯一のコンビナートを有し、地場企業と共に存しながら、今までレベルの高い産業集積を誇るものづくり県である。そのため産業部門からの二酸化炭素排出量が約7割を占めており、県民ひとりあたりの排出量は全国一となっている。産業部門の排出量削減に向け、県としても、新技術の研究開発を支援する「エコエネルギー・チャレンジ支援事業」や水素の製造から利活用までの実証を行う「大分県版水素サプライチェーン構築実証事業」等取組を実施している。令和4年度には県、大学等有識者、コンビナート等企業会で連携した「ものづくり未来会議おおいた」を開催し、2030年2050年を見据え、人材育成やカーボンニュートラルを含む持続可能な社会に向けた現実的・多角的な議論を進めている。大分の代表的な経済人が地域社会におけるオピニオンリーダーとしての役割を果たすこととした大分経済同友会においても2022年度にGX委員会を設置し、脱炭素社会の実現や環境問題への対応を通じた新たな産業のフロンティアに関する調査・研究を開始したところである。

しかしながら、省エネ型設備等既存技術の導入のみでは短期間での産業部門における脱炭素化は困難であり、技術革新及びその実装が必要だと考える。一方、民生部門においては取組を加速化させ、モデル的に脱炭素化を展開することで、県全体の意識改革を進めることが重要である。



脱炭素が実現した大分県のイメージ



(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

令和3年3月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできたところであるが、改正温対法に基づき、計画の一部改定作業を行っているところである。先述の「ものづくり未来会議おおいた」での議論の方向性を踏まえ、今まで目標を持っていなかった産業部門等他の部門の削減目標設定を視野に令和5年7月の改定を目指している。また、同タイミングで事務事業編の改定も予定している。

再生可能エネルギー導入目標については、「大分県新エネルギービジョン」（計画期間：平成28年度から令和6年度、令和2年に中間見直しを実施）に定める令和6年度目標（エコエネルギー※導入量58,323 TJ）をベースに令和7年度目標を設定する。

※エコエネルギー：再生可能エネルギーに温室効果ガス排出の少ない熱利用やガスコージェネレーション等を加えた本県独自の考え方

促進区域に係る都道府県環境配慮基準については、区域施策編の別冊とし、令和5年中に調査、関係機関へのヒアリング等を行い、令和6年3月までに策定予定。

(3) 促進区域

都道府県環境配慮基準は令和5年度中に策定予定

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速する国の動きに合わせ、大分県としても脱炭素に向けて大きく舵を切るため本事業を実施することは必要不可欠である。産業部門については、「ものづくり未来会議おおいた」において一定の方向性を示すことを目指している。そのような中、特定排出事業者にあたらない中小事業者に加えて、民生部門に該当する事業者や個人については、本事業を呼び水として、いち早く具体的に設備等の実装を進めるとともに意識改革を図る。この意識改革による県内全体のカーボンニュートラルに対する機運の醸成に伴い、産業部門の取組の

加速化も期待できる。

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

本計画は「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の重点戦略1「温室効果ガスの排出削減対策の推進」及び重点戦略2「エコエネルギーの導入・利用促進」に位置づけられる。あわせて、県有施設への再エネ、省エネ導入については「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」においても取組として位置づける。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	6,889 トン-CO ₂ 削減／年
②再生可能エネルギー導入目標	9,304 kW
(内訳) ・太陽光発電設備	9,304 kW
③その他地域課題の解決等の目標	エコエネルギー導入量：58,323TJ (R6目標) ※R6年度に次期目標値を設定予定
④総事業費	4,567,424千円 (うち交付対象事業費 3,743,235千円)
⑤交付限度額	1,993,289千円
⑥交付金の費用効率性	33千円／トン-CO ₂

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和4年度	太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 蓄電池の個人向け間接補助事業	(16件、145kW) (183件、968kW) (7件、83kWh) (166件、1635kWh)
令和5年度	PPA方式による公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業	(80kW×1件、30kW×1件、 110kW) (7件、141kW)
令和6年度	PPA方式による公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による一般住宅への自家消費型太陽光発電設備の導入 蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 蓄電池の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への蓄電池の導入 PPA・リース方式による一般住宅への蓄電池の導入	(30kW×3件、90kW) (15kW×39件、585kW) (15kW×1件、15kW) (5kW×248件、1240kW) (5kW×2件、10kW) (15kWh×23件) (5kWh×198件) (15kWh×1件) (5kWh×2件)
令和7年度	PPA方式による公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による一般住宅への自家消費	(30kW×5件、150kW) (15kW×39件、585kW) (15kW×1件、15kW) (5kW×248件、1240kW) (5kW×2件、10kW)

	型太陽光発電設備の導入 蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 蓄電池の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への蓄電池の導入 PPA・リース方式による一般住宅への蓄電池の導入	(15kWh×23 件) (5kWh×198 件) (15kWh×1 件) (5kWh×2 件)
令和8年度	PPA 方式による公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による一般住宅への自家消費型太陽光発電設備の導入 蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 蓄電池の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への蓄電池の導入 PPA・リース方式による一般住宅への蓄電池の導入	(30kW×5 件、 150kW) (15kW×39 件、 585kW) (15kW×1 件、 15kW) (5kW×248 件、 1240kW) (5kW×2 件、 10kW) (15kWh×23 件) (5kWh×198 件) (15kWh×1 件) (5kWh×2 件)
令和9年度	PPA 方式による公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による一般住宅への自家消費型太陽光発電設備の導入 蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 蓄電池の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への蓄電池の導入 PPA・リース方式による一般住宅への蓄電池の導入	(30kW×5 件、 150kW) (15kW×39 件、 585kW) (15kW×1 件、 15kW) (5kW×248 件、 1240kW) (5kW×2 件、 10kW) (15kWh×23 件) (5kWh×198 件) (15kWh×1 件) (5kWh×2 件)
合計	PPA 方式による公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の民間事業者向け間接補助事業 PPA 方式による民間施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 PPA 方式による一般住宅への自家消費型太陽光発電設備の導入 蓄電池の民間事業者向け間接補助事業 蓄電池の個人向け間接補助事業 PPA・リース方式による民間施設への蓄電池の導入 PPA・リース方式による一般住宅への蓄電池の導入	(20 件、 650kW) (179 件、 2,626kW) (4 件、 60kW) (1175 件、 5,928kW) (8 件、 40kW) (99 件、 1,463kWh) (958 件、 5,595kWh) (4 件、 60kWh) (8 件、 40kWh)

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

令和4年度	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率照明の導入 横断歩道人感ライトのLED化	(新規1件) (7件) (47件)
令和5年度	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率照明の導入	(継続1件) (1件)
令和6年度	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率空調の導入 公共施設への高効率照明の導入	(新規1件・継続1件) (15件) (21件)
令和7年度	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率空調の導入 公共施設への高効率照明の導入	(継続1件) (17件) (21件)
令和8年度	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率空調の導入 公共施設への高効率照明の導入	(新規1件) (18件) (16件)
令和9年度	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率空調の導入 公共施設への高効率照明の導入	(継続1件) (21件) (1件)
合計	庁舎のZEB化改修 公共施設への高効率空調の導入 公共施設への高効率照明の導入 横断歩道人感ライトのLED化	(3件) (71件) (66件) (47件)

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和5年度	高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業	(118件)
令和6年度	高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業 リース方式高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業	(115件) (5件)
令和7年度	高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業 リース方式高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業	(115件) (5件)
令和8年度	高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業 リース方式高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業	(115件) (5件)
令和9年度	高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業 リース方式高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業	(115件) (5件)
合計	高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業 リース方式高効率給湯設備の個人・民間事業者向け間接補助事業	(578件) (20件)

(3) 事業実施における創意工夫

【県内P P A事業者の育成】

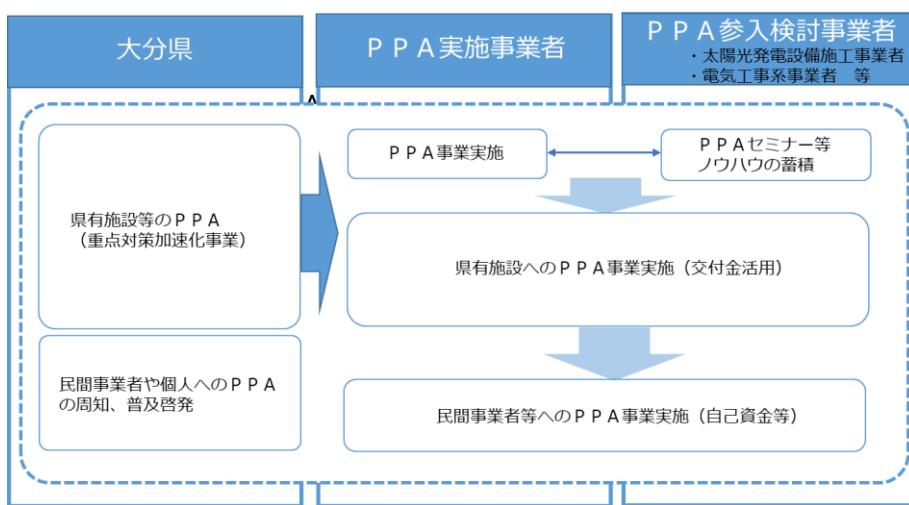
大分県においては、現状では県内地場企業でP P Aを実施できる事業者が限られており、ノウハウの蓄積も難しい状況である。

P P A事業参入には主に3つのハードルがあると考えている。

- ① 初期投資が高額
- ② 需要家が消費した電力が収入となるため、一定規模以上の電力需要が必要
- ③ 初期投資の回収期間が20年近くかかるため、需要家側の電力消費見込み等の将来見通しが必要

そこで、本事業を活用し、エネルギーの地産地消及び地域経済の活性化のため、県内P P A事業者の育成を行う。

事業者育成のスキームとしては、計画の初期段階では、実績のある事業者がまずはP P A事業を実施しつつ、P P Aセミナー等でP P A事業への参入を希望する事業者の機運を醸成する。その後、本交付金を活用した県有施設へのP P A事業を実施するなかで、県と実績のあるP P A事業者で連携しながら、地元企業の新たなP P A事業参入の後押しをする。



交付金を活用し公共施設へP P Aを導入することで、以下のメリットがあり、P P A事業参入へのハードルが下がると考えられる。

- ①交付金を利用するため、初期投資が1/2に抑えられる
- ②公共施設であれば常に一定以上電力需要が見込める（特に研究施設や広く県民が利用する施設は、休日でも電力需要があり、採算性が高い）
- ③公共施設は修繕等の長期計画があるため、20年後の建物存続等の見込みがたちやすい

この計画期間内に積極的にP P A事業への参入を促し、交付金等の補助がなくても採算がとれるよう各社でノウハウを積み重ね、P P Aの普及にあたって、行政の力のみでなく、民間事業者で運営していくような体制づくりを目指す。

なお、一般家庭、民間事業者向けの自家消費型太陽光発電設備の間接補助事業については、参入事業者の意向を踏まえながら、徐々にP P Aへ誘導する広報を行う。

【ZEB事例の公表】

ZEBについては、県内でも数件の事例があるが、環境意識の高い事業者が実施しており、全体への広がりが少ない。全国レベルでの事例については、充実してきているものの、県内で幅広くZEBを推進するために県特有の気候風土に適した事例の横展開が必要である。そのため、本事業で実施する県有施設ZEBの事例について、ホームページ等で公表し、コスト面や快適性の部分についてもしっかりと伝え民間事業者への導入へつなげる。

【エコアクション21への誘導】

本交付金による自家消費型太陽光発電設備等の間接補助を活用する事業者については、本事業による一時的な設備導入等による再エネ、省エネを実施するだけでなく、継続的な取組を促進するた

め、県によるフォローアップ体制づくりを進める。このフォローアップの中では、効果的、効率的、継続的に脱炭素を含めた環境活動の取組を進めるためにEA21への登録を促す。また、県内に事業所を有し、EA21の新規認証・登録を受けた事業者に対し認証取得費用の一部補助を行う「大分県エコアクション21認証取得事業費補助金」と併せて効果的に事業者の取組を支援する。

(4) 事業実施による波及効果

- ・「地域脱炭素ロードマップ」で示された「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入」のうち、本事業では設置可能な県有施設※の約35%導入ができる見込み。計画終了後も引き続き太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を推進する。
※この事業計画期間内（2022～2027年度）に設置可能と判断したもの、修繕等の進捗によっては増減の可能性有
- ・本事業を活用し県有施設でPPA事業を実施することにより、低リスクでPPA事業に参入できることから、県内事業者の育成が図られ、自立したビジネスモデルの構築ができる。また、PPAという手法を事業者や一般家庭に広めることにより、太陽光発電設置へのハードルが下がり、導入促進が期待できる。
- ・事業者、個人への自家消費型太陽光、省エネ設備補助により、近年の燃油高騰対策にも資する。
- ・県有施設をZEB化することにより、地域脱炭素ロードマップで示された公共施設等の率先したZEB化に資するとともに、県内での新築ZEB、改修ZEBの身近な事例が増え、県内市町村や民間企業においてもZEB化推進が期待できる。
- ・広く県民を対象に地球温暖化防止のための省エネ・節電意識の高揚と活動の促進を図る「地球温暖化防止活動推進大会」や各種セミナー等で本事業による取組を広報することにより、幅広く県民へ周知しカーボンニュートラルへの機運の醸成ができる。

(5) 推進体制

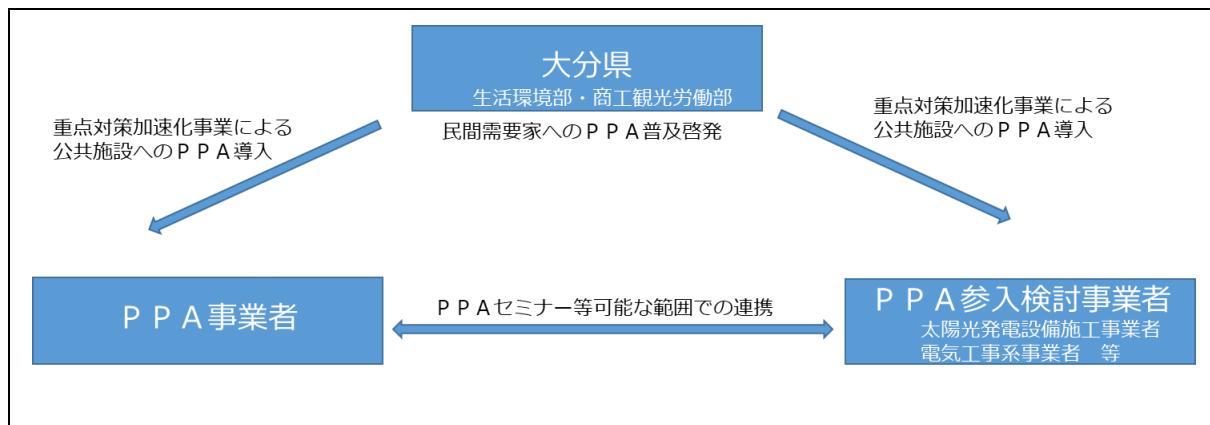
①地方公共団体内部での推進体制

全体の情報共有及び進捗管理については、令和4年度に設置した脱炭素社会総合推進本部において行う。この推進本部は知事を本部長とし、各部局長を本部員として、下に担当課長から成る幹事会を置き、関係課室長で構成している。

本計画については、教育庁や警察本部等にも情報共有を行い、県全体での計画を策定した。進捗管理については生活環境部で実施するが、県有施設を所管する総務部、PPAや再生可能エネルギーを所管する商工観光労働部とは引き続き密に意見交換を行っていく。

また、県有施設に関しては、「第5次大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、実施を位置づけ、本県の環境マネジメントシステムの点検管理を行う環境管理委員会で県事業における温室効果ガスの総排出量の状況と併せて本計画の進捗状況について点検を行う。





3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 大分県財政力指数 0.375

(2) 地域特例